

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会
第 69 回制度検討作業部会

日時 令和 4 年 8 月 26 日（金）13：05～15：18

場所 オンライン開催

1. 開会

○事務局

準備が整いましたので、ただ今から総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会第 69 回制度検討作業部会を開催します。

委員、オブザーバーの皆さま方におかれましては、ご多忙のところご出席いただき、ありがとうございます。なお、曾我委員におかれましては 13 時 40 分ごろからのご参加、安藤委員におかれましてはご欠席とのご連絡をいただいております。

本日も、前回に引き続いてウェブでの開催とさせていただきます。

それでは、早速ですが議事に入りたいと思いますので、以降の議事進行は大橋座長にお願いします。

2. 説明・自由討議

(1) ベースロード市場について

○大橋座長

皆さん、こんにちは。本日も大変お忙しいところ、ご参集いただきましてありがとうございます。

早速ですが、本日の部会を始めたいと思います。

本日は議題、3 つございます。最初の議題はベースロード市場ですので、資料 3 に基づいて事務局からご説明いただいた後、皆さんと討議できればと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局

それでは資料 3 に基づきまして、ベースロード市場の説明をさせていただきます。1 ページをご覧ください。

これまでの本部会におきましては、2022 年度の受け渡し分について、閾値以上の値差によって損失を被る売り手・買い手を対象とした値差の清算を行って、値差のリスク軽減を図ることとさせていただきました。また、2023 年度以降につきましては、今後中長期的な視点で引き続き議論ということにさせていただいておりますけれども、暫定的な措置と

して、閾値以上の値差による損益両者を対象として、2023 年度受け渡し分については清算を行うこととしたところでございました。

本日は、まずは7月に行われましたオークションの結果のご報告、それと、今後のベースロードの在り方・値差問題の解消の仕方につきまして、間接送電権との関係についてまずはご議論いただきたいというふうに考えているところでございます。

それでは5ページをご覧ください。本年7月29日に2022年度第1回オークションが開催されたところでございます。結果ですけれども、約定量は合計713.8メガワットで、昨年の第1回と比較をしまして約18倍超ということになってございます。

6ページをご覧ください。売り入札と買い入札の状況でございます。売り入札につきましては、相対契約や常時バックアップの増加ということもございまして、その分が控除されておりますので、売り入札の量は前年の第1回と比較して27%減少しているという状況でございます。

一方で、買い入札につきましては約40%増加をしております、こうした状況を見ますと、買い手側のベースロードのニーズが拡大をしていると考えられるところでございます。

7ページをご覧ください。約定価格でございますが、北海道は29.90円、東日本は33.06円、西日本は20円ということございまして、前年度の第1回オークションと比較して約2倍から3倍ということになっております。こちらの価格水準感ですけれども、下の左側の箱にございますが、先物価格と比較しても遜色がないような水準になっているのではないかとこのように考えられます。

それでは、現在の値差の状況でございますけれども、11ページをご覧ください。値差の問題についてご議論をさせていただきました春の状況よりも、値差の状況が拡大をしているところでございます。

まずは分断の発生状況でございますけれども、一部のエリアにおきましては、8割を超える確率で分断値差が発生をしているという状況でございます。また、値差につきましては、特に九州エリアでの値差が拡大をしているという状況でございます。

それでは、15ページですけれども、間接送電権との関係についてということで、本日のご審議いただきます論点でございます。

まず、ベースロード市場と間接送電権との関係でございますけれども、前回の制度検討作業部会で、2026年度以降につきましては間接送電権によるリスクヘッジができる可能性もあるということをお示しさせていただいたところでございます。また、どれぐらい間接送電権が出てくるのかという定量的な値もお示しさせていただきながら議論を深めていきたいということもございましたので、本日はそちらのデータについてもお示しをさせていただこうと思っております。

19ページをご覧ください。送電線の空き容量と経過措置の量の関係についてお示しをさせていただいているところでございます。間接送電権が発行されているエリアの経過措置の量について示させていただいたものでございますけれども、関西と四国の逆方向、中国

と九州間の逆方向は、運用容量の 95%を超える経過措置が設定をされているというような状況でございまして、間接送電権の発行が他の連系線と比較して限定をされているというような状況でございますが、こちらのエリアにおきましては、26 年度以降、経過措置として押さえられている部分というのが開放されていくということになりますので、間接送電権の発行が大幅に増加すると考えられるところでございます。

21 ページをご覧ください。2026 年度以降のベースロード市場と間接送電権の関係ということでございまして、ただ今お示しさせていただきましたように、2026 年度以降におきましては、経過措置の分が開放されるということになりますので、間接送電権が現状よりも多く発行されるという見込みでございます。従いまして、ベースロード市場を導入した際に想定をしていた間接送電権とベースロード市場との整合を図った形で運用していくということが可能になると考えられるところでございます。

従いまして、26 年はこうした形での、当初想定をしていた方式を基本ラインと考えていくこととしてはどうかと考えておりますけれども、一方で、2026 年ということで、まだ4年後、4年先ということもございますから、今後の再エネの導入状況であるとか、原子力の再稼働の状況、連系線の利用状況、こういったものも踏まえまして、直前には改めて検証する必要があるのではないかとということでございます。その上で、2025 年までに議論を進めていくこととしてはどうかとさせていただいております。

22 ページをご覧ください。今、2026 年度以降の扱いについてご説明させていただきましたけれども、それを前提とした上で、2024 年、2025 年の受け渡し分についてどのように考えるかということでございます。

これまで、値差の解消の方法としましては3つの方法をお示しさせていただきました、2022 年、2023 年の受け渡し分についてご整理させていただいたところでございます。

この3つの手法ですけれども、1つ目が、閾値以上の値差を清算する手法、2つ目が、入札価格に想定値差を織り込む手法、3つ目が、市場範囲の分割・統合によって対応する手法ということでございますけれども、2つ目の値差を織り込む手法につきましては、どのようにして織り込まれた値差相当分を評価するのかということで、監視の観点もあり、慎重な検討が必要ではないかとということでございました。

また、3つ目の分割・統合というものにつきましては、値差問題そのものを解消するということはできるわけですが、ベースロード市場というのはもともと1つの市場を志向していたということもございますので、今年の春の段階では分割・統合という選択をしないという方向で整理をさせていただき、結果として、①の閾値以上の値差を清算する手法が採用されたところでございます。

一方で、2022 年、2023 年の足元の議論の方向をご議論いただいている時よりも状況というのが結構変わってきておりまして、例えば、燃料価格につきましては、ロシア・ウクライナの緊迫した状況を背景としまして高騰しているということがございますし、それに伴って、スポット価格が長期化の様相を呈しているということでございます。

また、再生可能エネルギーにつきましても、導入が拡大をしているところがございます。システムプライスが 0.01 円となる時間帯が、2018 年は 0%だったところ、2022 年は全体の 5%、エリアによっては 13.6%になるなど、増加傾向にあるという状況でございます。さらに、市場分断の発生ですけれども、全国レベルで増加をしております、一部エリアでは分断率が 8割を超えるという高い水準ということになっております。

その結果、市場間値差が議論を開始していた春先よりも大幅に拡大をしているということでございまして、九州エリアと関西エリアの値差ですけれども、4月、議論をしていた段階では 1.95 円だったものが、7月には 10 円、10.58 円にまで上昇しているということでございます。

23 ページをご覧ください。こうしたスポット市場の価格高騰をはじめとした事業環境の変化は、事業者にも影響を与えておまして、小売電気事業者にとっては非常に厳しいということもございまして、今年度に入ってから小売事業から撤退する事業者が少なからず存在をしているという状況でございます。

また、冒頭でもご説明をさせていただきましたが、本年度のオークションですけれども、買い入札は約 40%増加、約定量も 18 倍ということで、大幅に増加をしているという状況でございます。今後も、中長期のヘッジ商品を使って、長い契約といったものを前提とした中で安定的な経営を目指していこうという、そういった観点から、ベースロード市場に対するニーズが高まっていくのではないかと考えられるところでございます。

また、発電事業者にとっては、現在、電源の休廃止が進展するということもございまして、そういった中で、現在、足元の需給状況、大変厳しいというところでございますけれども、そういった中で、各ベースロード電源が適切に費用回収できるような状況になるということが、安定供給と脱炭素を両立させるためにも重要な要素であると考えているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、2026 年度以降、先ほどもご説明させていただきましたが、間接送電権を前提とした形でベースロードを運用していくという、こうした方向性、そして、今ご説明させていただきました春先からの状況変化、こういったことも踏まえて、まずは 2024 年、2025 年というのをどのような形に位置付けるのかということでございます。

そして、それぞれの事業者、小売電気事業者の役割ということで、需要家保護を達成するためにどのようにリスクを管理して供給力を確保するのか、発電事業者にとっては、適切な費用回収を行って、いかに安定供給に貢献できるかと、こうした課題があるわけですが、そうした課題を解決する観点から、先ほどご説明させていただいた 3つの値差問題の解決手法、これをどういうふうにも評価していくのかということ、本日はご議論いただきたいと思いますと考えているところでございます。

資料の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○大橋座長

ありがとうございます。ただ今事務局からありましたが、2024 年度、2025 年度の値差

の扱いをどうするのかという点、それと切り分けて、2026 年度以降、対応方針として、こういうふうな切り分け方での頭の整理でよろしいのかという点、おおむね2点についてご提起があったかと思います。

ぜひ、さまざまご意見、ご質問いただければと思いますので、発言希望される方は、チャット欄のコメントにお名前をお知らせいただければ、私のほうから指名をさせていただきますと思います。委員、オブザーバー、両方の方に手を挙げていただいて、仮に委員がいらっしゃれば委員の方に先にご発言いただくということで進めてまいればと思いますが、オブザーバーの方もぜひ積極的に手を挙げていただければと思っています。

以上ですので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、小宮山委員、お願いします。

○小宮山委員

小宮山でございます。ご説明誠にありがとうございました。ご説明ございましたスライド 21 枚目のとおり、まず、2026 年度以降に関しまして、ご説明ございましたとおり、連系線の空き容量の増加の可能性ならびに間接送電権の発行量が増える見込みを踏まえまして、2026 年度以降に関しては、別途、間接送電権の発行量との整合性ならびに原子力再稼働など、電力需給の状況を踏まえて議論を継続することが大事かと思っておりますので、事務局案に賛同させていただければと思います。

また、2024 年度、2025 年度受け渡し分に関しましては、こちらも室長からご説明ございましたとおり、足元のさらなる市場間値差の拡大が、ベースロード電源の収益性の低下、ひいては休廃止により安定供給上の懸念が発生することも踏まえまして、まずは回収が必要なコストに基づく閾値を基に値差清算をしっかりと履行すること、これに加えまして、追加の措置、こちらは前回、ご議論がございましたけれども、ベースロード市場の市場範囲の見直し、分割もしくは統合なども検討要素として改めて検討することもオプションかと考えてございます。

また、加えまして最後に、2024 年度、2025 年度の対応の議論に関しましては、2026 年度以降の対応につながる可能性も踏まえまして、中長期的な観点を踏まえる視点も大事かと思っております。私からは以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございます。次に、辻委員、お願いします。

○辻委員

辻です。ご説明ありがとうございました。まず、間接送電権についてなんですけれども、間接送電権が使えるように 2026 年度以降なると、状況が緩和するかもしれませんけれども、送電権の取得費用が生じるという部分があるかと思えます。

今日お示しいただいた最近の間接送電権の事例、18 スライドとか、ここだと、約定価格はそんなに高くない価格で例示が出ていますけれども、間接送電権の市場の状況が競争的になれば、この辺の価格がもっと上がって行って、現在の値差よりは緩和されたとしても、

引き続き義務として供出する事業者さんが、高値であっても間接送電権を買いにいかざるを得ないというような、そういう状況が出てくると、類似した状況が 2026 年以降も引き続き続くということもあろうかと思しますので、送電権の市場の状況も踏まえて、26 年度以降の状況というのをもう少し深掘りしておくことが必要かなという気がいたします。

その辺りの状況次第で、2026 年度以降どういう対応をするのかと、やはりエリアを改めて分割したほうがより合理的というようなことがもし将来像としてあるとすれば、2024 年、あるいは 25 年のその対応も、26 年度以降の対応を少し前倒しするような形もあろうかと思しますので、この 26 年度以降の検討をもう少し深められるといいかなと感じました。以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。その他、委員、オブザーバーの方でご意見、ご質問あればぜひいただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは秋元委員、お願いします。

○秋元委員

ご説明をいただきましてありがとうございます。今回、ご提示いただいている内容に関して、特にこれとってあるわけではないんですけども、やはり値差がここにきてさらに拡大しているという、少し前の状況とまた違った状況が発生しているという中で、今後この問題、どう考えていけばいいのかということだと思っています。

ただ、これだけ分断されて、値差が拡大してきているという状況を踏まえると、これまでの制度設計の趣旨とは少し外れるものの、市場の範囲を分割していくということについても、それもオプションに含めて決定していく必要があるかなと思って聞いていたところでございます。

ちょっと今日の議論とは違うのかもしれませんが、2022 年度の扱いについては損失のみ清算するというのを決めて、これで進めざるを得なくて、もう決めたことではございますが、これだけ値差が拡大していつているということ踏まえると、本当に損失のみで——相当利益を得ている方々もいるということございまして——本当によかったのかなということ、ちょっともう少し検討の余地があったんじゃないかなと思って、自分として少し反省をしているということもございます。ちょっとやっぱり不公平というか、社会的にゆがみが生じているということだと思しますので、そこについて、ちょっと懸念を持っているということでございます。

また、これだけ値差が拡大すると、原資が本当に足りるんだろうかという気もしてきていて、その辺り、最初の想定だと、原資、十分あるというような感じだったと私は理解しているんですけど、その辺りも含めて考えていく必要があるのではないかなと思った次第でございます。以上でございます。どうもありがとうございます。

○大橋座長

ありがとうございます。佐々木オブザーバーお願いします。

○佐々木オブザーバー

ありがとうございます。佐々木です。24年度、25年度の対応について1点コメントさせていただきます。当初の全国一律の市場を目指すというコンセプトに照らしますと、市場範囲の分割等はあまり望ましくないのではないかなと思っております。計画終了までの暫定的な措置と考えれば、実務面の簡便性も考慮して、23年度と同様に閾値以上の値差損益を清算していくというのが望ましいかなと思っております。以上です。

○大橋座長

ありがとうございました。続きまして、小川オブザーバーをお願いします。

○小川オブザーバー

ありがとうございます。関西電力の小川でございます。私からも、24年、25年度の受け渡し分の対応について発言をさせていただきます。

先ほど来ご説明ありましたように、24年、25年度は、計画措置によりまして、間接送電権の発行量が限定されているという状況が続いておりますし、発電事業者におきましても、供出上限価格以下でベースロードへ供出するようということが制度的に義務付けられておりますので、値差損による電源固定費の取り漏れが生じるという状況が続くことに変わりがないと思っております。

また、小売事業者の立場で見ましても、23ページの2ポツ目にありますように、中長期のヘッジ商品を提供するベースロード市場に対するニーズは一層高まるという状況であるという認識は、そのとおりだと思いますので、やはり発電、小売り双方にとって値差リスクへの対応が必要であると思います。

ただ、具体的な方法としては、23年度までの整理と同様に、①の閾値以上の値差を清算する方法を継続することが妥当ではないかと思っております。ただ、先ほどもご発言ありましたけれども、値差清算については、その清算の原資が確保されるということが前提でありますので、その点も考慮しながら、今後丁寧な議論をしていく必要があると思っております。

なお、一言、2026年度以降につきましても発言させていただきますが、経過措置終了します、間接送電権の発行状況変わりますし、連系線の利用状況も電源の状況で変わりますので、やはりベースロード市場と間接送電権の環境をどうするかということについては、21ページにも記載されているように、今後の状況を見た上で、それまでに整理をしていくということが必要かと思っております。私からは以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。続いて、國松オブザーバー、お願いします。

○國松オブザーバー

日本卸電力取引所の國松でございます。よろしく申し上げます。

私のほうから、まず1点目が、今回の第1回目の取り引きの結果に関して、それとともに市場範囲という考え方が出てくるかと思っております。

まず、ベースロード市場の在り方にもよるんですけども、例えばベースロード市場に

供出が義務付けられている事業者が、複数の事業者がいて、そのベースロード電源の費用の考え方で、費用が安い者と費用がそれよりも高い者がいた時に、費用が安い者が多く売れてしまって、費用が高い者は売れなくなるということが、複数の義務者が同じエリアにいれば、同じ範囲にいれば、そういったことが起こり得るわけです。

比較的、今燃料が上がっていない水力ないしは原子力の発電が多い事業者、石炭が多い事業者によって、ベースロードの価格というのは変わってきて、水力・原子力の多い事業者のベースロードというのは比較的安くなってしまふ。石炭は値が上がっているところで石炭がどんどん値が上がる。

この際に、原子力・水力が多い事業者のベースロードが多く売れて、石炭が多いものは売れないという事象が発生するわけですけど、ベースロード電源というのをひとつくりに考えて、このやり方が適当なのかどうなのかというのは、なかなか難しい面があるかと思っております。

現在においては、固定費を含んでいたベースロード市場の価格と、燃料費だけで出来上がっていたスポット市場の価格というものが、燃料費の高騰によって逆転して、固定費含みのベースロードが安く変わったことによって、私はやはりベースロードのほうのニーズが高まっている、あくまでも価格面で高まっているものと考えられるのではないかなと思っております。買い手が増えたというのは、もう値段の部分がほとんどではないのかなと思っております。

それから、燃料費が安い時にはベースロード市場では約定があまり成立せず、燃料費が上がっていったら固定費含みのところに行くということが、売り手にとっても安定的に固定費の負担をいただいている市場なのかどうかというのは、なかなか分かりにくくなってきているのかなと思っております。

そもそもベースロード市場というものをつくった時の在り方というものを、もう一度戻って、その時に設定したものというものが達成できているのかできていないのか。アクセスを広げるといふのは、そのアクセスとは何かと、有利な時だけ買えるようにするのがアクセスというわけでは私は決してないと思っておりますので、その辺りは議論していく必要があるのかなと考えております。

また、2024年度からは、容量市場で容量負担金の発生というものが考えられます。容量市場で固定費の回収をしているベースロード電源に関しては、その分が考慮された価格で出てくるとすると、多くの固定費が回収されているとすると、ベースロード市場の可変費というか、燃料費というのは何が残るのか。水力の燃料費、可変費というのはいくほどのぐらいいのものが残るのかとか、価格帯が、容量負担金を控除した残りの部分というのが、何が残ってくるのかというところが非常に難しい問題が出ようかと思っております。

24年度の分の時の入札価格、それが他の市場、スポット市場であったり先物市場に与える影響、そういったものも考えながら、24年度で、もう価格自体は難しい問題が出てくるのかなと思っております。

また、間接送電権との関係性でご提示がございましたけれども、間接送電権があるから市場範囲が広くていいのかという話になりますと、その価格を乗せて入札をするのであれば、分断値差を入れて入札するのと同じことかと思っております。考えようによっては値差と同じ値段に収束していくと思われまので、また、間接送電権に関しましても、年間で売りに出すのか、現在と同じような週間なのか、途中の結果を入れるのかと、いろんな議論があるかと思っておりますけれども、そういった中で、年間商品が出せないとする、年間商品たるベースロードに対して間接送電権の消費がどういったものになるのかによっても変わってこようかと思っております。

何にしても、間接送電権と併せるということは、市場間の値差リスク額を売り手が算入するということと私はほぼ同意義があると考えられますので、これは、間接法の経過措置がなくなる、なくなるというものの議論というのはなかなか結び付かないのではないかなと思っております。

原資に関しては、現在の価格を延ばした時に幾らぐらいになるのかというところは、計算をしてお示すべきなのかどうなのか迷っているところでございますけれども、現在の値差が続けば、私ども積み立てているお金というものは、下手をすれば単年度でその積立金はなくなる。さらに、今後積み立てられるというか、収入として入る市場間値差の分ですけれども、現在広域機関に収めている分ですけれども、これすらなくなる可能性はある。

ここで、例えば 21 年度は 430 億円程度を広域機関に取引所からお納めさせていただいておりますけれども、この 430 億円は、広域系統整備に使われるという中で、そういうお約束だったんですけど、これ、なくなるということは、広域系統整備にかかるお金というのは、その分が、今後託送の負担であったり、そこは費用負担の議論はあるんだと思うんですけども、いろんな形で負担の形が変わるだけの話でございますので、決して余っているお金をお渡しするということではありませんので、値差収入は余っているお金じゃないということではいろいろなことを考えていく必要があるのではないかなと思っております。

できる限りそういったことにならないようにすべきにはどうするかというところでいうと、市場分割というものを……。前の回にも申し上げましたけれども、全国大を志向してというところは、なるべく広い範囲が望ましいけれども、全国 1 つじゃなきゃいけないのであれば、何で今 3 つあるのか。北海道をばらして、東北、東京があつて、西日本があるという、これが初めからこの形なんですけれども、ここをさらに分割することのそのデメリットというんですか、それは何があるのかというところはもう一度よくご検討いただきたいと考えております。私からは以上です。

○大橋座長

ありがとうございました。続いて又吉委員、お願いします。

○又吉委員

ご説明いただきありがとうございました。私からは、22 ページ目のところの、25 年度受け渡し分の対応についてなどにコメントさせていただければと思っております。

ある特定のエリアにおける値差が、前回会合時点よりも想定以上に拡大しており、また、さらに今後も値差解消に向かう条件整理が期待しづらい可能性を考慮する必要性が生じているかなと思っております。

24、25 年度受け渡し分につきましては、値差清算原資の持続性なども精査しつつ、従来の手法である閾値以上の値差清算手法に加えまして、市場範囲の見直しといったような追加の手法も検討していただく必要もあるのではないかと考えております。

また、今回の論点には挙がっておりませんが、私も、22 年の損失分の値差原資、J E P X さんの市場間値差積立金、こちらに不足が生じないかというところを懸念しております。値差原資の過不足を検証した後、何らかの不足が生じているようであれば、こちらにも何らかの対応が必要になってくるのではないかと考えております。以上です。ありがとうございます。

○大橋座長

ありがとうございます。小鶴オブザーバー、お願いします。

○小鶴オブザーバー

ご説明ありがとうございました。本論とは少し離れてしまいますけれども、スライド 6 ページの米印に記載がございますけれども、現在のベースロード市場のガイドラインでは、常時バックアップの契約料をベースロード市場の供出量から控除できることになっております。一方でですけれども、常時バックアップの契約にも同様にベースロード市場における約定量を常時バックアップの契約料から減じるという規定がございます。

今後ですけれども、常時バックアップは希少価値を持つ新たな卸メニューへと置き換わっていくものと認識しておりますけれども、このオプション価値を持つ新たな卸メニューと、ベース電源へのアクセス機会の公平性確保の下につくられたオプション価値を持たないベースロード市場における約定量は、オプション価値のありなしも含めて、商品性が大きく異なりますので、オプション価値を持つ新たな卸メニューが導入される際には、ベースロード市場における約定量とオプション価値を持つ新たな卸メニューとの関連性を解消していただくようお願いいたします。以上でございます。

○大橋座長

続きまして、花井オブザーバー、お願いします。

○花井オブザーバー

中部電力花井でございます。ありがとうございます。私から 2 点コメントさせていただきます。

1 点目は、21 ページの、2026 年度以降のベースロード市場における間接送電権との関係について。26 年度以降の受け渡し分については、経過措置の終了や、地域間連系線の増強等により、間接送電権の発行量の増加に伴い、取引量も増加していくと想定されます。間接送電権を適切に活用することで一定程度の値差リスクに対応でき、ベースロード市場の活性化に資する可能性もあると考えております。

また、市場分断の発生頻度は、電源の稼働状況等によっても大きく変化しますので、現時点で間接送電権がどの程度ベースロード市場の値差リスクをヘッジし得るかを明確に見通すことは困難ですが、3 ポツ目を検証した上で、25 年度オークションまでに議論する事務局案に賛成します。

今後の検討に当たっては、間接送電権の取引が活性化された場合に、市場間値差がヘッジ可能かどうかという実効性の観点や、売り手事業者の一部に供出量および供出上限価格以下での供出が課せられている現状が変わらないのであれば、間接送電権の活用に要する費用により、電源固定費の回収漏れが発生する等、売り手事業者に不利益が生じないように、慎重な検討をお願いします。

2 点目は、22 ページの、2024 年度、2025 年度の受け渡し分の対応について。本作業部会で 22、23 年度の対応方針を議論した際に、間接送電権は元々市場分断値差ヘッジ商品としてあるものの、経過措置量が設定している現状では、リスクヘッジ機能が限定的とのことから、リスク低減の応急的な措置として、閾値以上の値差損、値差損益をそれぞれ清算する形に整理されたと認識しております。

24、25 年度の対応については次回以降も深掘りしていくと思いますが、間接送電権の前提条件は変わらないこと、事業者の予見性・制度の安定運用の観点から、制度を頻繁に変更することは好ましくないと考えられますので、原資が確保されている前提においては、閾値以上の値差清算の手法が望ましいと考えてございます。

一方で、市場分断値差発生率が、制度導入時点とは状況が大きく変化しておりますので、③の市場分割や、現状の①の手法が、持続可能な仕組みの観点で、清算原資が適切に確保されるかの具体的な検証も含め、さまざまな角度から、各案のメリット・デメリットを評価いただき、複数案の組み合わせも選択肢としつつ、丁寧な議論をお願いします。以上です。

○大橋座長

ありがとうございました。お手が挙がっている委員、オブザーバーは以上でございます。ありがとうございます。もし、以上でよろしいようでしたら、事務局のほうから、ただ今さまざまいただいたコメントについて、何かリスポンスなりあればいただけますでしょうか。

○事務局

事務局でございます。本日も、委員、オブザーバーのみなさまにおかれましては、貴重なご意見どうもありがとうございました。

議論の進め方としまして、26 年度以降、そして 24 年度、25 年度を切り分けながらどう議論するのかといった方針につきましては、おおむねご賛同いただけているのかなと思いますけれども、多くの委員からもご指摘いただきましたように、足元の状況が変化する中で、24 年度、25 年度の扱いといったものをどうするのか。現在の閾値以上の値差の清算だけではなく、プラスアルファとして、分割であるとか、こういったものをどう見るか。

その際に、それぞれの手法のメリット・デメリットをよく整理したいと思いますし、単純にこの3つの手法どれかを使うということだけではなくて、組み合わせをしていく。例えば、どういう状況の時になったら分割をする、その状況が改善されたら違う手法にするというようなやり方もあろうかと思しますので、引き続き丁寧な議論をさせていただきたいと思っております。

また、22年度の受け渡し分原資についてもご意見をいただいたところでございます。足元の値差状況がこれだけ拡大をしているということになりますと、今後の値差を解消するための原資も、議論をしていた時よりも前提が変わってきているということでございますので、この辺も、よくその数字も含めて精査をさせていただきまして、どのような手法が取り得るのかということも、今後よく議論させていただきたいと思っております。

また、商品の在り方についてもご意見をいただきました。商品、期間をどうするのかということ、また、間接送電権との関係で、その期間をどう見るのかということであるとか、常時バックアップとの関係性、こういったところも含めて、次回以降、商品性についても議論を深めていきたいと思っております。事務局からは以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございます。最初の議題についてもさまざまご意見頂戴いたしましてありがとうございました。最初に、22年度第1回のオークションの結果についてまずご報告いただいた後、2024年度以降の値差の扱いについて議論させていただきました。

基本的には値差清算を継続するというご意見もありましたけれども、他方で、エリア分割もしっかり念頭に置くべきじゃないかというご意見も非常に多くいただいたのかなと思っております。事務局からも、電源の適切な費用回収がなされる上で、どうした方向性を考えていくべきかというご提起いただいているところですので、事務局におかれても、本日のご意見を踏まえながら、次回以降、さらなる具体的な検討を深掘りしていただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(2) 需給調整市場について

○大橋座長

それでは次の議題に進みたいと思っております。議題の(2)は需給調整市場についてということで、事務局より資料4をご用意いただいておりますので、まずご説明いただいた後、ご意見いただければと思っております。よろしく申し上げます。

○事務局

それでは、資料4に基づきまして需給調整市場についてご説明をさせていただきます。本日のテーマは三次調整力②でございます。

三次調整力②ですけれども、前回のご議論でも、時間前市場への供出、そして、その主

体をどうするのかといったところについて論点を提示させていただいたところでございます。

本日は、まず1つ目としまして、時間前市場への供出に当たって、その入札主体をどう考えるのかということ、あと、もう一つの論点でございますけれども、再成可能エネルギー大量導入次世代電力ネットワーク小委員会のほうから、エリア間の調達単価に差が生じているということについても検討をする必要があるのではないかとということをご指摘があったところございまして、本日は、エリアごとに調整単価が異なる約定方法、こちらについてご議論いただければと考えているところでございます。

それで、3ページ、お願いします。現在の三次調整力②の取引状況について、まずはご説明をさせていただきたいと思っております。

三次調整力②でございますけれども、昨年と比較をしまして、共同調達であるとか必要量のテーブルの見直し、こういったものが行われた結果、減少傾向にあるところでございます。一方で、今年度も引き続き調達不足が発生をしているという状況でございます。また、単価でございますけれども、昨年度と比較をしまして、燃料価格の高騰も背景として、上昇傾向にあるという状況でございます。

5ページをお願いします。本年度の4月から7月の応札量不足と連系線の空き容量不足の発生状況ということでございますけれども、募集量に対する調達不足の割合ですけれども、約7割が応札量の不足ということになっておりまして、3割が連系線の空き容量不足が要因ということでございました。

それでは8ページをご覧ください。現在の調整力を提供している電源でございますが、全国レベルで見ますと、やはり火力が中心ということでございます。一方で、9ページをご覧ください。エリアごとの調整力の電源の状況ですけれども、エリアによって状況が異なっているということでございます。こちらが、後ほどご説明をさせていただきますけれども、各エリアによって電源の価格差が出てきている、調整力の価格差が出てきていることの背景でもございます。

それでは11ページをご覧ください。まず、論点の1つ目ですけれども、時間前市場への入札主体ということで、こちらにつきましては、前回、時間前市場に入札する主体として、一般送配電事業者またはBGいずれかの対応ということがあり得るということが広域の委員会のほうで議論されて、それをどう考えるのかということ論点として提示をさせていただいたところでございます。その際、まずは法律上の扱いとしても、どのように整理ができるのか、そして事務的なところを、こういったところでも課題があるのかといったことを議論した上で、改めて提示をさせていただくということにさせていただいたところでございます。

まず、制度的な観点でございますけれども、11ページの下から2つ目のポツに記載させていただきましたが、入札主体でございますけれども、今回の時間前市場へ供出する行為につきましても、電力量の調整供給ということを行って、電圧・周波数の維持を行う一般

送配電事業者の業務の一環と考えられるところがございます。従いまして、電気事業法上も、一般送配電事業者が入札主体となること自体は問題がないと考えられるということでございます。

また、実際の実務との関係でございますけれども、今後、システムの改修、こういったところも含めて対応しなければならないということもございますけれども、今回議論をする中でもそうした個別の課題はあるんですけれども、引き続き一般送配電事業者が入札主体となる方向を主軸として検討をしていこうということにさせていただいているところでございます。

一方で、細かい論点としまして、JEPXでの取引会員の在り方であるとか入札価格の考え方、こういったところも整理していくことが求められるところがございます。こうしたところにつきましては、この部会のみならず、JEPX、また監視委員会などとも連携をして、議論を深めていきたいと考えているところでございます。

それでは、論点の2つ目でございます。16 ページ、お願いします。三次調整力②の約定方法でございますが、大量小委のほうからは、エリアごとの調達単価が差が出ている状況といったことにつきましてご指摘があったところでありますけれども、調達方法につきましては、17 ページをご覧ください。

三次調整力②については、まずは全国規模でのメリットオーダーに基づいて必要量を確保するというところで行っておりまして、全国レベルでは、総調達費用の最小化が図られるということになってございます。その上で、もう一つの命題でございますけれども、連系線の利用量を最小化するということがございますので、従って、まず確保した調整力は自エリアでひも付けをするということにさせていただいております。その上で、その不足分というものを他のエリアから調整をするということで、そちらが 18 ページに記載をさせていただいているものでございます。

21 ページをご覧ください。ただ今ご説明をさせていただきましたように、三次調整力の②ですけれども、単価差はございますけれども、これは全国レベルでのメリットオーダーに基づいて費用を最小化するというところになっておりまして、こちらは市場設計当初に想定していた効率化は、実現できる仕組みになっていると考えられるところがございます。

こうした手法を、仮に単価に差がつかないようにするというところになりますと、連系線の使用を増やしていく。今はまさに制限をするという中で自エリア優先にひも付けをしていたわけですが、そこをそろえるということは、連系線の利用を進めていくということになりますので、こちらの連系線の利用量が增大するということになるところでございます。

また、現在、連系線利用量、制限されている中で、全エリアの単価が同一となるようなひも付けの方法を採用するというところになりますと、全国レベルでの費用最少化ということができなくなりまして、調達費用の総額が増大するという可能性もあるところでございまして、こうした状況を踏まえまして、現状の約定方法というのが非合理というものでは

ないと考えられますので、引き続き維持をしていくということが適切と考えられるのではないかとということで整理をさせていただいております。

需給調整市場の説明資料は以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございます。以上、大きく2点、論点いただいたところですが、ただ今の報告がありました内容について、ご発言希望の方はチャット欄にコメントをいただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、辻委員、お願いします。

○辻委員

辻です。ご説明いただきありがとうございます。まず、論点1につきましては、法的な整理としても問題がないということでご確認をいただいて、一般送配電事業者が入札主体となるというお話については、私としては異存ございません。

前回も少し申し上げましたけれども、この余剰と判断された調整力を時間前市場に供出する時に、そのタイミングをどうするかとか、特にザラ場で運営されている市場ですので、そういう具体的な運用上の課題について、いろいろあると思いますので、引き続きご検討をお願いできればと思っております。

次に、論点の2ですが、約定方法についてお話しいただきまして、現在の方法というのは、まず全エリアでの合計でのコスト、費用を最小化しようというのが一番最初の目的としてあって、かつ、連系線の利用量をできるだけ最少化しようというのが2番目の目的としてあると理解しております。そのために自エリア優先でひも付けるという話だと思うんですが、ただ、エリアごとの間の単価の差ということが問題だと考えるとすれば、連系線の利用量、枠取りの量を変えないままで、単価差をもう少し縮めるという工夫はできる余地があるようにも見えて、例えば、今回の資料で、今ご説明にはありませんでしたけど、最後のページで具体的なひも付けの例が書いていただいていますけど、例えばDからEに、一番高いところが10メガワット分ひも付けていますけれども、どの10メガワットをそのエリアにひも付けるかということとを他のものと差し替えるという考え方でいくと、連系線潮流、枠の大きさを変えないで、要するに、調達費用の総量も連系線の枠も変えないまま単価の差を縮めるということはできるのかなとは思ってまして、ちょっとそういうやり方も技術的にはあるのかなということで、一応コメントでした。ちょっと私の理解がどこシングルか間違っていたら申し訳ございません。

ただ、単価差を必ず縮めたほうがいいのかどうかというところは、単価もそうですし、エリアごとの調整力の負担の額の考え方ですよね。それをどう考えていくのかというのは、特に中長期的な視点で、再エネの普及がすごく進んだ地域で、調整力の負担がどんどん大きくなっていくというのがいいのかどうかというような、そういった論点も含めて、他の委員会でもいろいろ議論が今あるところだと思いますので、そうした他の委員会での議論とうまく連携して、引き続き議論を深めることが大事かと思っております。以上です。あ

りがとうございました。

○大橋座長

ありがとうございます。その他、それでは菊池オブザーバー、お願いします。

○菊池オブザーバー

ありがとうございます。東北電力ネットワークの菊池でございます。三次②余剰分の時間前市場への供出につきまして、一般送配電事業者としてコメント申し上げます。

スライド 11 におきまして、入札主体をご検討いただいているということでございますが、記載のとおり、一般送配電事業者が入札主体となる場合を主軸として検討を進めていくということについて、異論はございません。

市場への早期の供出開始に向けましては、今回の資料には記載がないので恐縮なのですが、まずは領域 a の部分、つまり再エネ予測の上振れ下振れに関わらず余剰量が把握できるという部分について、これを供出するスキームについて、優先して整理をしていくものと認識しております。

整理に当たりましては、ぜひシステム改修の要否とか、資料に記載のような入札価格の在り方、そういった面も含めた、実務の観点を踏まえた検討をお願いしたいと思っております。

また、その中で、需給が逼迫（ひっばく）している時の扱い、これについてもぜひ整理をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。私からは以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。続いて松村委員、お願いします。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○大橋座長

はい。

○松村委員

まず、論点 1 に関してですが、事務局の提案は合理的だと思いますので、このとおりに進めていただければと思います。ここでぜひ考えていただきたいのは、少なくとも 3 次調整力②に関しては、この後、制度の変更も予定されていて、のんびりしていると、急激に無意味になる。つまり、早くやらないと社会的な価値が大きく減る状況になっているので、難しい問題があるから、システム対応が大変だからとのんびり対応すると、ほぼ意味のない改革になってしまうことは認識した上で、これを入れることの価値が高いのは今だということ認識した上で、早く決着をつけて、早く始めていただければと思います。

次に、2 番目の論点の、約定方法、紐付けに関して、事務局の説明はもっともだと思えますが、紐付けと価格をごっちゃにしていけないかをちょっと心配しています。どういうことなのかというと、紐付け自身は、各エリアに対して紐付け自身は変えない、今と全く同じ方式を使うのだけれど、例えば、極端なことを言えば、今マルチプライスになっている

ものを、シングルプライスにしたとすれば、それで分断が起こっていなければシングルプライスにするということをするれば、価格差自体は急激に縮まることになる。

それがいいかどうかは全く別の問題として、マルチプライスにしているのはそれなりに理由があるわけだし、調整力市場では、広範に日本ではマルチプライス取られているということもあるので、この重要な問題はあまり軽々に言うてはいけないのは十分承知はしていますが、しかし、エリア間で価格差がついていることは、やはり非効率性を生んでいる可能性もあり得ることは頭に入れるべきかとは思いました。

例えばAエリアとBエリアがあって、Aエリアで優先して紐付けられて、余った部分が連系線を介してBエリアに行っているとします。Bエリアのほうでは調達価格がすごく高くなっている。限界費用が高くなっている状況下で、仮にAエリアで予測誤差を縮めるための努力をした結果として調達量が減ったということになったとすると、今度、Bエリアのほうに回せる量が増えることになり、連系線が詰まっていらない限り。

Bエリアのほうでも、仮に予測誤差というのを小さくして、調達量を減らすとすれば、その分だけこの市場の限界費用と等しいだけの社会的な利益というのが生まれてくる。つまり、どちらの地域で合理化したとしても、本来は同じ利益が生まれてくるはずなのに、A地域のほうが価格が低くB地域のほうが高いという状況になっていると、A地域のほうで努力のインセンティブが過小になるかもしれないという、潜在的な問題はあることは頭に入れておくべきかと思えます。

もっとも、その問題に対応するために、費用清算の仕方は工夫がされているわけで、それは大きな問題にはならないはず、なっていない、という認識の上でこの整理をするのは合理的だと思います。しかし監視等委員会屋広域機関、エネ庁が今後全面的な調整力市場の改革を検討する時には、ぜひともそのことも頭の隅に入れて、いろんな要因があることを考えながら、これからの調整力市場の在り方を考えていただければと思いました。

最後に、この委員会と関係ないことを言うて申し訳ないのですが、言及されている大量導入小委の場で、岩船委員が、低圧のDRの資源というのを合理的に使えるようにすべきだというご指摘がありました。今日のこの資料の冒頭でも、まだ調達不足というのがあるので。仮に調達不足になっていなかったとしても必要量ぎりぎりぐらいの供給しかない。その結果としてコンペティティブなマーケットになっていないとすれば、それでも問題。低圧のDRの資源を使える。例えばエコキュートだとか、エネファームだとか、EVに搭載されているものも含め、低圧で接続されている蓄電池だとかを使えるようになること自体は、この問題全般を解決する一つの切り札にもなり得ると思えます。

その意味で、調達単価が非常に高い中部電力は、本来はそういう提案をするインセンティブは最も高い事業者。しかも、ここのオブザーバーとして出ておられる方を見れば一目瞭然だと思いますが、少し前までネットワーク部門にいらして、今小売部門おられる、つまり両部門に通じて、制度の表も裏も知り尽くしている幹部がいる会社は、本来、そのインセンティブが一番強いはず。

そうすると、中部電力から、例えば自社が一貫体制だったとき以来伝統的に抱え込んでいるオール電化の電圧の需要家を上手にを使って、調整力市場でこんなに供給を増やすことができる、広域機関のほうでちゃんと対応してくれればこんなことができる、という建設的な提案が出てくると、中部電力の信頼性が高まると思います。絶好な人が実際に幹部とすることを念頭に置いて、そんな提案が出てくるとありがたいと思っています。以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。その他、ご発言希望の委員、オブザーバーいらっしゃいますでしょうか。それでは新川オブザーバー、お願いします。

○新川オブザーバー

電力・ガス取引監視等委員会の事務局長をしております新川でございます。三次調整力②につきましては、今後、再エネの導入の拡大とともに、調整が必要な量が小さくなることを期待はしていますが、量の縮め、それから価格の低減、いずれも非常に重要であると考えております。

このコスト、それなりにだんだん大きくなってきておりまして、エリアによる差もあるということから、それを削減するという意味で、三次調整力②の余剰分を時間前市場に供出するということは非常に重要であると思っております。

今後、監視等委員会としても実態の把握・精査をした上で、どのような在り方、運用方法が適切か、関係機関とも連携をして検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございます。続いて、花井オブザーバー、お願いします。

○花井オブザーバー

中部電力花井でございます。ありがとうございます。11 ページの論点1、三次②余剰分の時間前市場への入札主体については、前回の本作業部会で申し上げましたが、供出量なるべく実需給まで引き付けたほうが精緻化できるため、一貫通貫で実施可能な、一般送配電事業者が入札主体となることを主軸として検討するということには賛成いたします。

電事法の問題なしと整理した上で、5 ポツ目の記載のとおり、検討事項として、JEPXの取引会委員の在り方や入札価格の考え方、そして事業者の実務面を挙げていただいております。早期に実施したいという観点から、前のめり感はありますが、それぞれに関して2点申し上げます。

1 点目は、非常に難しいとは思いますが、入札価格の考え方について。発電・小売事業者としては、リリースされた分を活用できるような価格設定の考え方の検討をお願いいたします。一方で、一般送配電事業者としては、リリースする電源等のV1単価を上回る価格で約定することでΔkW調達費用を低減させることが可能になりますが、V1単価はゲートクローズまで落札された事業者で変更可能になっておりますので、V1単価が時間前

市場における約定価格を上回ってしまうと、損失を発生させてしまうということになりかねません。そのため、入札価格の考え方、設定方法は丁寧な検討をお願いいたします。

2点目は、実務面になります。一般送配電事業者による札の上げ下げのタイミングについてです。

リリース領域としまして、早期開始を考慮しますと、まずは太陽光等の上振れ下振れに関わらず、使用しない領域、前回資料で a 領域と表現されていた領域から始めることがよいと考えますが、前回資料の b、c 領域も対象と考えますと、その供出量について引き続き検討を深掘りしていただくことと認識しております。

また、早期開始を考慮して、システム改修を伴わない前提で運用することは、一般送配電事業者が入札処理や約定の計画反映を人間系で行うこととなりますので、一般送配電事業者の対応可能なタイミングがあると思いますし、発電・小売事業者にとっても、自身の需要や供給力を見直し、時間前市場で行動を起こすタイミングもあると思いますので、双方にとって有効な札の上げ下げタイミング、こちらの検討をぜひよろしくお願いいたします。以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。続いて國松オブザーバー、お願いします。

○國松オブザーバー

日本卸電力取引所の國松でございます。私からは、三次調整力②の余剰分の時間前市場への入札について、11 ページでございます。

私どもの時間前市場のご利用をいただけるということで、しっかりと準備をしまいたいと思っております。私どもの取引会員の在り方というところであれば、現在用意しております特別取引会員と一般の普通の取引会員、どちらでこれを実施していただくのか、どう考えていくのかというところが考えられるかと思っております。

法でその収入や支出等まで含めてしっかりと管理された中で実施されるということであれば特別取引会員として実施されるものであり、また、一般送配電事業者それぞれが、いかに費用の削減をするのかという工夫をしながら、いろんなことができるというのであれば、普通の取引会員としてやっていただくことになるのかなと思っております。

ですので、ここで市場供出をすることによって得られる分というものの帰属をどうしていくのか、損する場合も含めてですけれども、どうしていくのかというところをご検討いただくのが適切かなと思っております。何にしましても、私どもとしては、双方の会員で受け入れられるような準備は進めてまいりたいと思っております。

また、入札価格の考え方につきましても、先ほども申しましたとおりのことがあるのかと思っております。V1単価に関して変更ができるという制度で時間前供出というものを考えていくというのはなかなか難しいところもあるかと思っております。この制度変更を踏まえながら時間前市場への投入というのを考えていただくというのも一つではなかろうかなと思っております。

何にしましても、一般送配電事業者が主体となり、かかる費用の低減を有効に行っていくということを進めていただけるように協力してまいりたいと思います。ただ、そういった託送費用の中で、ないしは再エネのお金の中で活動している一般送配電事業者が、その資金を利用して不正なことをしないかという見方は、しっかり監視していかなければいけないというようにも考えてございます。

何にしましても、取引所としまして準備を進めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。お手が挙がっている委員、オブザーバーからは一通りご意見いただいたのかなと思いますので、以上のコメントについて、もし事務局から何かリスポンスありましたらいただけますでしょうか。

○事務局

委員、オブザーバーの皆さまにおかれましては、貴重なご意見、どうもありがとうございました。

本日1つ目の論点であります一般送配電事業者が主体となるということにつきましては、皆さまおおむねご賛同いただけていると考えておりますけれども、本日も、ご意見の中にもございましたが、早期にできるようにするというのが非常に重要だと考えているところでございます。

その中でも細かい論点ございますけれども、そういうことも踏まえて何ができるのかといったことを、早めにできるように何をしなくちゃいけないのかという視点で、引き続き関係者の皆さまと議論を進めていきたいと考えております。

また、価格につきましてはですけども、今回は約定の方法ということで、エリアに差ができるという基本的な約定の考え方を示させていただきましたところですけども、一方で、今日もご意見いただきましたように、いかにこういったものを、単価差を縮小していくのか、縮めていくのかという視点というのは非常に重要なものでございます。

こうした論点につきましても、引き続き制度の在り方、他制度での議論、こういったものを踏まえながら、その時の状況も含めて検討を深めていきたいと考えているところでございます。

また、松村委員のほうからも、低圧DRの扱いということもご指摘いただいたところでございます。非常に重要な論点と認識をしております、こういった点も議論を深めていきたいと考えております。以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございました。追加でご意見ある方、いらっしゃいますか。大丈夫ですか。

ありがとうございます。本日は、三次調整力②について2つの論点、1つは時間前の市場の供出に関する点と、あと、約定のロジックについてご議論いただいたところであります。

さまざまご意見いただきましたが、おおむね方向性としてはご異論ないのかなというふうな感じはいたしますけれども、今後の詳細を、それぞれ論点について議論を深めさせていただくフェーズに入るのかなと思いますので、事務局としても、さらなる具体的な検討に向けて整理を進めていただければと思っています。以上です。ありがとうございます。

(3) 非化石価値取引について

○大橋座長

それでは最後の論点になります非化石価値取引についてということで、資料5に基づいて事務局からご説明をまずいただければと思います。よろしくお願いします。

○事務局

それでは資料5、高度化法の中間目標についてであります。

まず、1 ページ目になります。非化石の市場、2つありますけれども、そのうちの高度化法に基づく取引市場についてということになります。

1つ目のポツにありますけれども、前回、主に証書の購入費用と料金の在り方についてご議論いただいております。現行制度においては、規制料金の需要家に対して機動的な料金改定手続きを通じて一律に費用負担を求めることは困難というところでありまして、そうした中でも、前回もさまざまご意見をいただいたところでもあります。

この点は引き続きということでもあるんですけれども、本日はこうした料金との関わりというところを横に置きつつ、もう 2023 年度からということの、第二フェーズにおける主な制度設計の論点についてご議論いただければと考えております。

大きく分けて3つありますが、まず1つ目が目標値の設定方法ということで、スライド飛びますけれども、10 スライドをご覧くださいと思います。

目標の在り方、高度化法の下での目標を考えるに当たりまして、政府全体でのエネルギー政策の方向性というところをなぞったものになります。2030 年度のミックスとして、2050 年度のカーボンニュートラルの実現に向けた取り組みということで、今、さまざまな取り組みを進めております。

上から3つ目になりますけれども、グリーントランスフォーメーション（GX）を進め促すための仕組みとしての移行債、あるいはGXリーグの創設・活用といった取り組みが進められているところであります。

一方で、足元では、中長期の脱炭素、カーボンニュートラルという方向性は変わらないものでありますけれども、足元ではということ、エネルギー安定供給の確保というのが最重要課題となっているところであります。

続きまして、今度は高度化法の下での非化石比率の推移ということで、17 ページが文章で、18 ページのグラフをご覧くださいと思います。18 ページ左が全体、マクロ、事業者全体で 95%以上カバーしているわけでありまして、残りの事業者の非化石比

率の推移であります。

少し上がり下がりありますけれども、20年度に少し落ちましたが、21年度は29%ということで、着実に上がってきているというのが、これはマクロ、小売事業者全体の合算のところになります。

一方で、事業者ごとにとということで、右になります。事業者の数、対象事業者の数も増えておりますけれども、ここで特徴的なのは、証書の取り引きが始まって、特に2020年度以降は中間目標ということで各年度の調達目標、義務という形で入ってきておりますので、当初は非常に非化石比率が小さかった事業者が、特に20年度以降はゼロということで、全体的に底上げといえますでしょうか、まさに証書の取り引きによって、非化石電源を持つ事業者、持たない事業者も一定の目標に向かっての取り組みが進んでいるという形になります。

また、特に2021年度に特徴的な傾向としまして、一番比率の高い40%を超える事業者というのが、これまでは2018年度、19年度に2者あったのみですけれども、21年度は5者ということでありまして、こういった点からも、小売事業者におきましても非化石比率を高める取り組みが着実に進んできていると考えております。

1ページ、17ページに戻っていただきますと、下から3つ目、ちょうど中ほどのところに、2021年度としましては7割が20%未満ということで、全体として上がっているけれども、なおまだ20%未満という事業者も少なくないということ、そして何より全体の目標ということにつきましては、この高度化法に基づく小売事業者の目標については、電・ガ小委におきまして、2030年度44%というところを当面は維持するということが先月決まっております。

そうした中で、今後どうしていくかということでいいますと、21スライドをご覧くださいければと思います。ここでいいます目標といえますのは、毎年ご議論いただいておりますけれども、特に外部調達比率というところでありまして、かつこ内、1つ目のポツに記しておりますけれども、2021年度5%、22年度7.5%という形で設定しております。

その際には、証書の需給バランスを基に決定ということでありまして、目標水準を引き続き需給によって定めていくということかとは思いますが、その際にどれぐらい需給バランスを厳しく見ていくか。例えばということで、3つ目のポツにありますけれども、目標設定を厳しくする、それはすなわち供給と需要のバランスですね。

現在では供給に一定の余裕を持たせる形で設定しておりますけれども、例えばでいうと、需要・供給を全くバランスさせる、それは目標水準としては厳しくなってくるということがあります。他方、その場合には、この場でもこれまでもオブザーバーの方々から懸念も示されておりますけれども、小売事業者の負担が増大する懸念があるというところでもあります。

他方ということで、下から3つ目でありますけれども、今のような形で、一定程度供給に余裕を持たせる場合に、逆に証書の売れ残りといった点、これもオブザーバーの方から

これまでもご指摘いただいているところでもあります。そういった形で、非化石電源の発電に応じた証書が売れ残るということになりますと、結果的に非化石電源の導入拡大にマイナスになりかねないというところでありまして、このような状況の中で、今後、23年度以降、どのように目標値を設定していくかという点、これは、今後ぜひご議論いただければと思っております。

例えばということで、一番最後に示しておりますのは、目標の需給バランスが厳しくなると、小売りの事業者にとっては負担が増す可能性が高まるわけでありまして、一方で、別の観点では、今度、小売事業者がいかに需要家に証書の価値というのを求めていくか、転嫁という言い方もありましたけれども、再エネ価値の取引市場との価格差というのを小さくすべきというのは、前回は幾つかご意見いただいております。こういった全体の制度設計の中で、23年度以降の在り方というのをご議論いただく必要があると考えております。

続きまして、2つ目、目標に対する評価方法になります。25スライドをご覧くださいければと思います。

現行ということでいいますと、第一フェーズ、2020年度から22年度の3年間、この3年間を全体で評価するという形にしております。その際、最終的な評価のお示しの仕方という点も既にこの場でご議論いただいております。事業者名、あるいは未達成だった場合にはその未達率を公表ということになりますし、取り組みが不十分な場合には、法律に基づく指導、勧告といった措置を講じることとしております。

こうした中で、第二フェーズというのを考える時に、幾つかの論点、四角でありますけれども、この複数年度と単年度評価、どう考えるか。もともと複数年度のほうが、特に小売り、買い手にとってみると、1年ごとではなくて、3年間全体の中で、ある意味少し余裕を持って早めに多く調達するか、少し後にするか。あるいは単年度で見た時に、需給が仮に厳しくなっても、全体、2年、3年の中で調達すればいいということでの余裕が持てるということであったわけですが、これをどうするか。さらには、これもまた昨年この場でもご議論いただいておりますけれども、評価方法、今のような形で十分かどうかといったところがあります。

その前提となります達成状況という点につきましては、26、27ページにスライドが出ております。両者見比べますと、まず、26ページは、20年度と21年度、3カ年中の2年間の平均になります。これで既に、100%以上というのが、事業者の数でいいますと30者ということで、全体の55者の半分を超えております。また、80%以上という事業者も12者に上っております。80%を下回るといったところが5、3、3、2ということで、10者余りとなっております。

この2年間ということでいいますと、そういう意味では、着実に調達している事業者が多い一方で、依然としてかなり低い、20%未満という事業者も、数は少ないですが、今いるというのが足元の状況であります。

次の 27 スライドは、初年度、2020 年度でありまして、全体の傾向はほとんど変わっておりません。全体的には、ここでは目標の達成率というのが 80%以上が、この 1 年間でいうと 7 割、次の 2 年を合わせると約 8 割ということで、徐々に上がってはいる一方で、80%未満の事業者というのが 10 者余りあるという点は変わりはないところであります。これは全体 3 年間で評価されるわけですが、その時に今の仕組みで十分かどうかということを考える必要があるわけですが、今後こうした点もご議論いただければと思います。

また、次に参考で入れておりますけれども、28 スライドは、もともと単年度ではなく複数年度で見たいという時の一つの根拠となっておりました計画と実績の乖離（かいり）、どれぐらいあるかと、特に原子力はいろいろぶれるんじゃないかというご意見もいただいております。これも、過去 5 年で見ますと、2020 年度というのが計画を下回ったというところでありますけれども、他の各年度はかなりの程度上回っているというのがこれまでの実績であります。

一方で、水力、発電量でいうと原子力よりも少し多いですが、こちらについてはそんなに大きくはぶれない。どちらかというと、平均すると、若干計画値を下回っているといった状況であります。こういうのも踏まえまして、単年度、複数年度、どういう形で評価を行っていくかという点をご議論いただければと思います。

最後、3 点目、目標達成における対象の証書ということで、34 スライドになります。

今、非化石の市場、再エネ価値市場と高度化法市場に分けて、F I T 証書は再エネ価値市場で、高度化法市場では非 F I T 証書のみという形になっております。

これは第一フェーズ、2020 年度から 22 年度、3 年間のうちの途中でこうした市場を 2 つに分けたという経緯がありますけれども、今、こうした 2 つの市場で取り引きなされているということを前提に、次のフェーズにおいても、基本的には高度化法市場においては非 F I T の証書を対象とするということでどうかと考えております。

一番最後、なお書きにありますのは、2 つに市場を分ける時に、一部の小売りの事業者からは、それまで使えた F I T 証書、こちらも目標達成に使いたいというお話もいただいております。これについて、改めてフェーズが変わる際にどう考えるのかといった点も併せてご議論いただければと思います。

仮にということですが、仮に F I T 証書を対象にするにしても、大前提ということで、一番下に注意書きがありますけれども、例えば価格差、F I T 証書のほうが安いので、そっちでもって義務達成に使うとか、そういうことはあり得ないですし、仮に F I T 証書を義務達成に使えるということにする場合には、現行の目標値の設定方法も変えていく必要があるというところでもあります。

以上、事務局からのご説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○大橋座長

ありがとうございます。ただ今事務局から、第二フェーズの制度設計についてご議論の

論点をいただいたところであります。

改めまして、委員、オブザーバーの方々からご意見頂戴できればと思いますので、チャット欄のほうへご希望をお知らせいただければと思います。よろしく申し上げます。

小宮山委員、お願いします。

○小宮山委員

小宮山でございます。どうもご説明ありがとうございました。私も、まず 21 枚目のスライドの、第二フェーズの目標の検討に当たりまして、非化石電源比率向上のためには、足元での需給の逼迫、中長期的な安定供給確保の視点をやはりしっかり踏まえた上で、義務達成市場におきましては、非化石電源の維持拡大を促進する仕組みとして機能させることが何より重要な視点かと存じております。

また、加えまして、非化石証書収入の予見性が低下すれば、安定供給上の影響を与える可能性もございますため、長期で安定した制度とする、そうした視点も大変大事ではないかと思っております。

また、前回等、ご説明既にございましたとおり、21 年度の市場では、供給にある程度裕度が設定されていましたが、その中で証書の売れ残りも発生したと。しばらく状況はしっかり注視することが必要かもしれませんけれども、売れ残りの発生状況等も、真摯にやはり見て、制度趣旨である非化石電源の維持拡大に貢献し得る状況にあるのかどうか、また、証書調達にしっかりと取り組んだ事業者との公平性の問題が発生していないのかどうかとか、そうした点を引き続き検証、議論することも大事な視点ではないかと認識しております。

また、証書の売れ残りが、生じている点も踏まえて、義務履行のインセンティブをしっかりと十分に与える視点、もしくはペナルティーを見直す視点、そうした視点もあるのではないかと思っております。

また、これまでも既に委員の皆さまからもご議論ございましたとおり、証書の売れ残り等が発生することも踏まえて、証書購入費用の需要家の料金転嫁が容易ではないことが、そうしたことも背景になっていないかどうか、そうしたところもしっかり見ていく必要があると認識しております。

また、現行の料金制度の中では、これまでもご説明ございましたけれども、短期的な問題の解消が非常に難しいと認識しておりますけれども、冒頭ご説明がございましたとおり、脱炭素、カーボンニュートラル実現に向けましては、申すまでもなく非 F I T 非化石電源の維持拡大は大変重要でございますので、第一フェーズの検証も踏まえました上で、需要家が適切に負担する方策の議論は第二フェーズにおきましても引き続き大切であると認識しております。

また、料金水準に関しましては、非化石電源の維持拡大、小売事業者の過度の負担の軽減、また、昨今のインフレも踏まえて、総合的な視点で議論することも大事ではないかと認識しております。

最後に、スライド 25、複数年度・単年度の評価に関しましては、ご提示いただいた発電や小売りの視点に加えまして、証書の供給状況を踏まえた視点も大事ではないかと思っております。例えばですけれども、原子力再稼働が今後着実に進んで、証書供給が安定化すれば、調達が困難になるリスクも低減するというふうにも考えられますので、そうした場合は単年度評価もあり得るかと思っております。また、制度運用上の視点からは、単年度評価のほうがシンプルで分かりやすいと、そうした視点もあるかと認識しております。

長くなりまして恐縮ですけれども、以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございます。続きまして、武田委員、お願いします。

○武田委員

ありがとうございます。聞こえますでしょうか。

○大橋座長

はい。

○武田委員

ありがとうございます。第一フェーズの中間目標について、現時点での達成状況、お示しいただきました。その点について発言させていただきます。

3カ年の平均を見るということですから、まだ確定的な評価はできないとしても、達成率が特に低い小売事業者で一定の懸念をしております、その点について発言させていただきたいと思います。

あまりに達成率が低い事業者についてでありますけれども、仮に、あえて証書の調達を見合わせる等の行為を行っているということがありましたら、高度化法に照らして違法かどうかはともかく、法の趣旨にもとる、著しくモラルを欠く行為であると思います。

中間目標の設定に当たっては、対象事業者が目標設定に向かって最大限努力をするという、いわば性善説を前提に、実行性確保手段との議論がなされたと認識しております。同前提に反するような行為について、杞憂（きゆう）であればいいのですけれども、もしそのような行為があれば、私は大きな問題であると思いますので、念のために発言させていただく次第です。各論の検討の前提となる話で恐縮ですけれども、以上、よろしく願いいたします。

○大橋座長

ありがとうございます。他の委員、オブザーバーの方々に、いかがでしょうか。続いて河辺委員をお願いします。

○河辺委員

ご説明ありがとうございます。私のほうからは、2つの市場間の最低価格差のところを中心にコメントでございますので、発言させていただきます。

この部分、スライド 21 で挙げられておまして、2つの市場間の最低価格差を小さくすることについてどのように考えるかというところなんですけれども、例えば非FIT証

書がF I T証書と同等の価格で調達できるという状況になった場合に、需要家がF I T証書の代わりに非F I T証書を買うという判断をし得るかどうかというところを精査する必要があるのではないかと思います。

価格差を小さくしても、需要家の非F I T証書に対するニーズというのが不十分であれば、小売事業者が非F I T証書の価値を需要家に訴求しやすい状況というのは生まれにくいのではないかとこのことを心配しております。非F I T証書には再エネ由来でないものも含まれるため、本当に需要家がF I T証書の代わりに非F I T証書を買うという判断をし得るかどうか、この部分、慎重な検討が必要なのではないかと思います。

次に、関連して、2つの市場の価格差を小さくする方法についてです。仮に高度化法義務達成市場の最低価格を下げるという方法で2つの最低価格差を小さくした場合に、非F I T証書の落札価格が最低価格に張り付いているという現在の状況を鑑みますと、非F I T証書の落札価格が今後低下するということが予想されます。

価格転嫁が難しい今の状況におきましては、落札価格の低下というものが小売事業者の負担軽減につながるということは理解できる一方で、発電事業者にとりましては、非化石電源の維持や新規投資に必要な費用というのが減少することになるため、非化石電源の維持拡大という本制度の意義を損なってしまうということが懸念されます。

先に述べましたように、小売事業者が需要家に対して非F I T証書の価値を訴求しやすくする環境を整えるというこの目的に対しては、2つの市場の価格差を小さくすることが対策になり得るというお話かと思っております。

その意味では、例えば非F I T証書側だけでなく、F I T証書側の最低価格も調整することで、2つの市場の価格差を小さくするというのも一案ではないかと思っております。

非F I T証書の価格として、どのくらいの価格が適正かというのは見えておりませんが、どこに最低価格を持っていくべきかという判断はできかねるのですが、非F I T証書の最低価格というのは、非化石電源を支えるためのセーフティーネットとしての役割も果たしているということを鑑みますと、2つの市場の価格差をどのように小さくするかについても、今後慎重な検討が必要かと思っております。

最後に、評価方法に関連したコメントになりますが、本市場で非化石電源を支えるという意味では、対象事業者が公平に証書調達の責務を果たすということが重要かと思っておりますので、第二フェーズの評価方法について議論するに当たりましては、第一フェーズにおける小売事業者の証書の調達状況について、特に、本日お示しいただいた達成率のあまり芳しくない事業者について精査する必要もあろうかと思っております。以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございます。続いて、花井オブザーバー、お願いします。

○花井オブザーバー

中部電力花井でございます。ありがとうございます。今回、個別論点として、第二フェーズの目標値の設定方法、目標に対する評価方法等をご提示いただきました。これらは、

証書の購入費用と料金の在り方の方向性次第で考え方が異なっていることもあると思います。そのため、繰り返しになりますが、まずは証書購入費用と料金の在り方について、早急に整理いただきたいと考えております。

その上で、目標の設定方法について意見させていただきます。

21 ページの6 ポツ目に、目標設定を厳しくする一方、証書の価値を需要家に訴求しやすくなるよう、再エネ価値取引市場との価格差を小さくするというご提案をいただきました。

前々回の本作業部会において、第一フェーズの取引状況を踏まえた課題として、証書の売れ残りが多数生じている、証書購入費用が事業者負担となっている場合もあると整理いただいたところです。

今回の、目標設定を厳しくして再エネ価値取引との価格差を小さくする、つまりは義務量を増やして最低価格を引き下げることかと認識しておりますが、価格を下げても、証書購入費用を小売料金に機動的に転嫁できず、非化石電源が拡大することの最終的な受益者である需要家にご負担いただけない場合、第一フェーズと同じことが起こり得ると懸念しています。

高度化法の目標に対し、非化石電源への投資を加速させていく必要がある中、最低価格を引き下げるとは、証書収入の減少につながることも懸念されますので、非化石電源の維持拡大に資する本制度趣旨に沿っているかどうかという観点を踏まえ、慎重にご検討いただきたいと考えております。以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。続いて秋元委員、お願いします。

○秋元委員

ありがとうございます。これまでもちょっとしつこく申し上げておりますし、今のご発言にもありましたけど、1 ページ目に、規制料金の簡便な価格転嫁というのは容易でないということは理解がされたみたいな形で書かれてはいますが、一部は理解したつもりでございますけれども、方策はないのかというと、私はそういう感じではまだ思っていないので、ぜひ、いろいろな可能性について引き続き検討をいただきたいと思います。

やはりここが解決しないと、なかなかこの制度自体を維持発展して行って非化石電源を増やしていくということにはつながらないと思いますので、ここについては本当に重要な一丁目一番地だと思っていますので、ひきつづき、ぜひ、さまざまな視点で、可能性がないのかということを検討いただきたいと思います。

その上で、21 ページ目でございますが、そういう、そこが難しいという話の中で、前日も何人かの委員からは最低価格の引き下げという話も少しあったと思いますが、前日も私はちょっとそれはという話で申し上げましたが、やはり、今の温暖化対策という文脈の中で、ここを引き下げるとするのは、最低価格に張り付いている状況ですので、さらにこれを引き下げるということになると、ますます非化石電源への投資が進まなくなって行って、温暖化対策に逆行するということになりかねないので、それについては相当慎重に議論を

しなければいけないと思っています。そう簡単にそこに行ってしまうてはいけないと思います。

もちろん長期的に、価格が自動的に市場メカニズムによって、最低価格等に張り付いていない状況の中でレンジを広げていくということに関しては、市場メカニズムを活用するという面で、最低価格も下げていくということはある得ていい話ですけれども、今の状況でそういう形をとるべきではないんじゃないかと思っています。

あと、もう一点でございますが、武田委員が、他もおっしゃられたと思いますけれども、私もちょっとこれまでの出てきている数字、調達の数字等を見ても、もちろん3年間なので、最終年度で全部買うということなのかと思って、そう信じたいわけですが、数字を見ていると、本当にみんなが調達をしようとしているのか。一部の需要者なのかもしれませんが、調達義務を達成せずに、ペナルティーをあえて受けようとしているようなところがないのかという懸念が、どうしても持っているというところでございます。

まさかというふうには思っていたんですが、私も性善説に立っていますので、まさかと思っていたんですが、どうも数字を見ていると危ない感じもしてきているということでございまして、そういう意味からも、義務の達成の在り方というか、罰則的なものがこれまでのような形でいいのか、もっと評価しないといけないんじゃないかという気もしております。

そこが揺らいでしまいますと、武田委員もおっしゃったと思いますけれども、この制度自体の在り方が崩壊してしまいかねないので、そこに関してはしっかり見ていく必要があるんじゃないかと思えます。その上で、ここでもご提示いただいている調達比率をどうするのかとか、ここが完全に義務が達成されていれば、この辺りの調達比率でいいんじゃないかという感じはしていたんですが、そこも、あまりこの議論を、調達比率がどうかとか、単年がいいのか3年がいいのかとか、そういった議論をする前に、私も、本当に達成がみんなするような形になっているのかというところの議論を、少しチェックはしていく必要があるんじゃないかなと思った次第でございます。どうもありがとうございます。

○大橋座長

ありがとうございます。続きまして、小鶴オブザーバー、お願いします。

○小鶴オブザーバー

よろしくお願いたします。スライド 21 ページで、今の最後のポツに、目標設定方法を厳しくする一方、小売事業者が証書の調達費用を需要家に訴求しやすくなるよう、再エネ価値取引市場との価格差を小さくすることについてどのように考えるかと記載がございましてけれども、目標設定方法と価格差の話というのは、私は別の話であると思っておりますので、議論を分けることが適切かと思えます。

その上ででございますけれども、まず、目標設定についてです。

基本政策小委で、現行の目標 44%を見合わせて 59%に引き上げることは事業者に過大な目標を課すことになりかねないとして、当面は 44%維持とされたところではございます

けれども、この背景には規制額リスクを含む安定供給への懸念というのが大きな課題としてあると思います。

現在は、第一フェーズの開始前よりも、むしろこの課題の懸念が大きく顕在化した状況下でありますし、この2年間、電量制約ですとか高騰といった、安定供給を揺るがすような問題から、小売事業者も自由化始まって以来の非常に厳しい事業環境に直面している状況下でもございまして、過去の非化石電源の保有量の差を考慮して設置されたグランドファザリング、こちらを解消するような状況にはなっていないと思いますので、このグランドファザリングについては引き続き必要かと思えます。

次に、対象証書についてでございますけれども、これは現在の証書の最低価格の値差による負担を考えますと、FIT証書を高度化の対象としていただきたいというふうには思っておりますけれども、昨年度大幅に制度を見直した状況や背景を考えると、やっぱり難しいかなと思慮はしております。

一方ですけれども、現在、需要家さまのニーズ、その多くを支えておりますRE100のクライテリアの見直しが検討されていまして、非FIT証書の大半は現在の需要家ニーズに適合しなくなる可能性があるかと危惧しております。これは、つまり非FIT証書の需要家販売先が大きく減少することになり、高度化法義務達成のために調達した非FIT証書の価格転嫁が実質困難になるということがまず想定されます。

加えてですけれども、この需要家さまのニーズは再エネの追加性に向き始めているところから、非FIT証書については、例えばその追加性の有無で証書を分けて、政策上の価格、最低価格をもしつけるのであれば、その価格にも差をつける。例えばですけれども、追加性ありを今の最低価格0.6円として、追加性なしはFIT証書と同等にするといったようなご検討もお願いできればと思います。

昨年度も需要家さまのニーズを踏まえて見直したこの制度と市場でございましてけれども、このような、需要家さまのニーズを踏まえてマイナーチェンジを加えていくという対処も重要かと思っておりますので、この第二フェーズに入るタイミングで検討をお願いできればと思います。以上でございます。

○大橋座長

続いて男澤委員、お願いします。

○男澤委員

ありがとうございます。第二フェーズの中間評価に関して、複数年度評価と単年度評価、どちらにするかという点でございます。

現行の複数年度評価におきましては、小売事業者は3カ年での目標の達成が認められるということで、制度運用上の長所もあると思います。ただ、一方で、小売事業者の調達行動次第によりましては、多くの証書の売れ残りが生じてしまう可能性がございます。そもそもの非化石電源の維持拡大という制度趣旨から考えますと、単年度評価にも望ましい点があるのではないかと考えております。

また、他の委員の方からもご指摘がありましたとおり、現状の達成状況ということに関しては、中間目標値の達成状況に関しては、私も懸念を覚えております。第二フェーズの議論をするやはり前提といたしまして、第一フェーズの実態の把握、今後の調達意向ですとか、現状どうしてこのような調達状況になっているかという辺りに関しては、まず実態を把握していただくことが重要と考えております。以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。続いて又吉委員、お願いします。

○又吉委員

ご説明いただきありがとうございます。私からは2点コメントさせていただきたいと思っております。

まず1つ目は、21 ページ目、第二フェーズにおける目標設定方法の在り方です。21 年度の売れ残り証書実績を見ますと、やはり高度化法義務達成市場の創設趣旨の一つでもある非化石電源の維持拡大に適切に寄与していない可能性について懸念しております。2030 年度の非化石電源比率目標 44%は維持されたものの、今後適切なタイミングで見直しが必要とされる方向かと思っております。その意味でも、非化石電源の維持拡大に資する環境整備を加速化させるべき局面であると思っております。

その一方で、21 ページ目の最後のビュレットにおきましては、証書の調達費用を需要家に転嫁しやすくなるよう、再エネ価値取引市場との価格差を小さくするという案が示されております。現状においては価格を引き下げるといふ趣旨になるかと思っております。この点につきましては、2050 年カーボンニュートラルを目指すという政策との整合性が取られているか検証しつつ、慎重に検討すべきではないかと考えております。

先ほどご発言もありましたが、小売事業者の負担増の回避という点では、これは非常に重要だと考えているんですけども、証書購入費用に関する経過措置要件に機動的に織り込むといった別の制度課題解決に解を求めるべきではないかと考えておりますので、引き続き議論、検討をお願いできればと思っております。

2点目は、25 ページ目、目標に対する評価方法につきましてです。

現行ルールの下では、売り手が単年度で証書が無償化してしまっていて、買い手側は3カ年で達成状況が評価されるという点で、ある意味、売り手と買い手の評価方法がイコールフットリングではないかと思っております。市場メカニズムを適正に機能させるためにも、現状の制度を少し見直す必要があるのかなと思っております。複数年度評価方法を単年度評価方法に見直すか、もしくは証書のバンキング制度の導入を行うかといったような見直しを、ぜひ担保いただければと考える次第です。加えて、評価方法につきましては、達成状況のペナルティーとかを少しちょっと厳し目にする必要もあるのではないかと考えております。以上です。ありがとうございます。

○大橋座長

ありがとうございます。続いて曾我委員、お願いします。

○曾我委員

ありがとうございます。私からは、25 ページの目標に対する評価方法について1点コメントさせていただきたいと思います。

第一フェーズについてをどう顧みるかという点は、本来、第一フェーズが完了してから検討するということかと思うのですが、一方で、第一フェーズが終わったと同時に第二フェーズがもう始まってしまうので、そういうタイムラインでの検討だと間に合わない、タイムラグが発生してしまうということで、今回こういった形での議論をご提案されていると理解をしております。

この中の四角の2つ目で、達成状況について何か追加措置を講じるかという点についても、本来であれば、第一フェーズについて評価をした上で、一定の措置を、最初であれば指導・助言とか、勧告とか、そういった段階を経てということも想定されていると思うので、そういったプロセスを経た上で対応するというのが本来的なところと思うのですが。この段階で追加的な措置を講じるかという論点提起をされていることがどういう意味を持つのか、20年度、21年度の達成状況で、小売事業者の間で差異がすごくあるという、特に達成状況があまり芳しくない事業者が引き続きいるということに対する懸念をお示しいただいていると理解をしております。

私としては、本来の建前であれば、第一フェーズを締めてからそれを評価してとっているのですが、現状で明らかになっている論点というものがもしあるとすれば、現時点から準備をしておくというか、どういうことをすればちゃんと法令に沿った対応をさせていただけるのかというところの組み立てを、今から準備しておく必要があると思っています。ですので、なぜ現時点でこういうことになっているのかという、状況を把握することについては、第一フェーズ終了を待たずにいろいろ検討いただくのがよろしいものと思っております。

先ほど来委員の先生方もおっしゃっていたとおり、高度化法の趣旨が減殺されるようなことがないように、タイムリーな形での検討ということが望まれると思っております。私からは以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。続いて石坂オブザーバー、お願いします。

○石坂オブザーバー

石坂でございます。ありがとうございます。短く2点申し上げたいと思います。

まずは小鶴オブザーバーと同じなんですけれども、21 スライド目の一番最後の丸、「例えば」以下の目標設定の話と価格差の話は、これ、やっぱり2つは独立した議論だと思っているので、それぞれについて独立した検討をしていただきたいなと思っております。

2点目が、25 スライド目の目標の評価方法で、単年度にするか複数年度にするかということで、事務局さんから、原子力と一般水力の実績をお示しはいただいたんですけども、例えば原子力が想定外に長期停止するとか、たまたま渇水見通しがあるというのは、過去

こうだったから将来もそうだというふうになかなか予見できるものでもないので、やはりある年の、突発的に証書供給力が少なくなるという、そういう、年による変動を、やっぱり影響を抑えるために、ここは複数年度を検討いただきたいなと思っております。以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。続いて小川オブザーバー、お願いします。

○小川オブザーバー

ありがとうございます。小川でございます。私からは、幾つかコメントさせていただきたいと思います。

まず、第二フェーズの目標値の設定方法に関してです。これ、先ほど来もお話出ていますが、やはりわが国として 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けた取り組みをより一層進めていく必要があるということと、足元では、一昨日のGX実行会議もありましたが、エネルギー安全保障、電力の安定供給に必要な電源を確保することが喫緊の課題になっていると理解をしております。

こうした短期・中長期双方におけるわが国のエネルギーを取り巻く状況を踏まえますと、今日議論になっております非化石価値取引市場につきましても、高度化法義務達成市場の制度趣旨であります、やはり非化石電源の維持拡大に資する制度設計を行うことというのを第一義に考えるべきではないかと思っております。

その上で、このような趣旨を念頭に置きました上で、第二フェーズの中間目標についてですけれども、20 ページに、前回と同じ、事務局からグラフの絵を入れていただいておりますけれども、非FIT非化石電源そのものも、2030 年に向けて足元から直線的に増加していくということでも必ずしもありませんので、実際の非化石電源の発電電力量、すなわち証書の発行量ですね。これを実は目標値になるように設定するのが現実的であると思っております。

従いまして、第二フェーズにおける目標設定の方法については、証書の需給バランスを基に外部調達比率を設定する現行の方法を踏襲しつつ、非FIT非化石電源の非化石価値ができるだけ埋没しないように、需給のバランスを可能な限り一致させる方向で目標値を検討いただくのが望ましいのではないかと考えます。

続きまして、この 21 ページの中に、先ほど来も話がありましたが、価格差を小さくすることについてどのように考えるかという記載がございます。確かに目標値の話とは少し違う話でございますが、この点に関してもコメントさせていただきます。

そもそも昨年市場を分けましたのも、需要家による非化石証書へのアクセスを可能にするためということで2つの市場に分けたと認識をしております。小売事業者は、課せられた義務を果たすために、米国のコンプライアンス市場等の欧米の事例を参考にして高度化法義務達成市場というものをつくったと理解しております。こうした海外の事例を見ましても、自由取引市場とコンプライアンス市場の間で価格差は存在しているものと認識して

おります。

こうした制度設計の経緯もありますし、先ほど来委員の皆さまからもご意見ありましたが、高度化法義務達成市場の最低価格を引き下げるということになれば、制度趣旨であります非化石電源の維持拡大への寄与に影響を与えるため、望ましくないと考えております。

ただし、コンプライアンス市場であります高度化法義務達成市場を機能させていくためには、これもご意見出ておりましたが、やはり証書の購入費用を、小売事業者が機動的、簡便な手続きで経過措置料に反映できる仕組みを措置いただくことが重要であると考えております。ぜひ、この点についても引き続き検討をお願いしたいと思います。

続きまして、目標に対する評価方法につきまして、ページ 25 ページでございますが、コメントさせていただきます。

今日の中でも記載されていますように、現行の複数年度の評価では、小売事業者は3年での目標達成が認められる一方で、バンキングが認められておりませんので、証書は単年度で無価値化しますので、小売事業者の調達行動次第で多くの証書の売れ残りが生じることが起こっておりまして、せつかくの非化石証書の価値が埋没してしまいます。そういう意味で、埋没した分、制度趣旨であります非化石電源の維持拡大に資さないということかと思えます。

ただ、また仮に単年度評価とした場合なんですけれども、下の表、右下に、単年度評価をした場合、非化石電源の稼働状況によっては、証書供給量が減少しても、調達に困難を生じる恐れと、小売りが困難を生じるということが記載いただいておりますが、現行の複数年度評価におきましても、バンキングがない中では、最終年度で、他の小売事業者さんの調達行動、あるいは非化石電源の稼働状況次第で、最終年度の需給バランスが悪化して、過年度の未調達分を調達できずに終わってしまうというリスク、これがあると思っております。

そういう意味では、小売事業者におかれましては、基本的には単年度ごとに必要量を調達してもらうのが望ましいのではないかと、制度の趣旨達成と併せて望ましいと考えられないかと思えます。

ただ、以上の観点も踏まえつつ、目標設定に対する評価方法につきましては、先ほど来繰り返していますが、制度趣旨の達成を第一義に、バンキングを入れるか入れないか等も含めまして、さまざまな仕組みも含めて、総合的に具体案を検討していく必要があるんじゃないかと思えます。

それから、同じく 25 ページの上の2つ目の四角のところです。第二フェーズにおいて、達成状況の公表と高度化法に基づく措置に加えて、追加的な措置を講じるかという記載がございます。

こちらについても委員の皆さんからいろいろご意見出ておりましたが、これ、今は第一フェーズの途中ですけれども、第一フェーズにおいて、証書を調達しない事業者が存在しないというようなことがありますと、非化石電源の維持拡大に寄与しない、証書が埋没す

るといふ問題に加えて、事業者の立場としましては、真摯に証書調達を行った小売事業者が小売競争において不利になるという競争上のゆがみが現実化するのではないかと懸念をしているところでございます。ですので、実際にそういうことがあるのであれば、第二フェーズにおいて競争上のゆがみを生じないような何らかの追加的な措置を講じることは望ましいと思っております。

ただ、現状では、本日の資料も含めまして、そういう状況にあるのかないのか判断がつく状況ではないと思っておりますので、こういう状況では追加措置の必要性を判断するのは適切ではないと思われまますので、やはりこれも委員の皆さまからご意見ありましたけれども、やはり第一フェーズ途中ですけれども、できるだけ早くその状況を事務局のほうで把握いただいて、競争上のゆがみが生じる可能性についてある程度評価した上で、次回は明らかにしていただいた上で、議論をする必要があるのではないかとと思っております。

最後に、中間目標の達成に利用可能な証書に関して、34 ページのところでございます。

中間目標の達成に利用可能な証書ですが、やはり事務局案の整理のとおり、第二フェーズもそれぞれの目的に応じた2つの市場を継続してやっていくということが大前提であると考えておりますので、小売事業者が目標達成に利用できる証書は、引き続き高度化法義務達成市場で取り扱われるF I T証書とするのが妥当ではないかと、この方向性に賛同いたします。私からは以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございました。続いて小林オブザーバー、お願いします。

○小林オブザーバー

出光興産の小林でございます。ありがとうございます。短めにコメントさせていただきます。

私のほうは、25 ページ目の目標に対する評価方法についてコメントさせていただきたいと思っております。先ほど来から委員の先生方、またオブザーバーの皆さんからご意見ありましたように、ある種、われわれの懸念として、評価をされる時に、一番の問題は、非化石証書の需給バランスがどうなるのかというところが一番懸念される点でございますので、そういった点では、先ほど来からキーワードとしてバンキングという言葉が出ておりましたけれども、そのバンキング次第によっては、複数年度でも対応できることがあるのではないかなと思っておりますし、逆に、小売事業者としては、やはり年度、複数年度の中で目標を達成するというのも一つ重要なことかなと思っております。従いまして、バンキングという考え方も、もう少し深掘りしていただけるとありがたいと思っております。以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。以上で、お手の挙がっている委員、オブザーバーの方々からのご発言、一通りしていただいたと思っております。さまざまご意見ありがとうございます。

事務局から、もしコメントや説明等ありましたらいただけますでしょうか。

○大橋座長

ありがとうございます。以上で、お手の挙がっている委員、オブザーバーの方々からのご発言、一通りしていただいたと思います。さまざまご意見ありがとうございます。

事務局から、もしコメントや説明等ありましたらいただけますでしょうか。

○事務局

本日も、多様な観点からのご意見、ありがとうございました。特に幾つか具体的なお提案もいただきまして、大変ありがたく思っております。また次回以降しっかり検討できるように準備していきたいと思っております。

では、本日もいただいた中で、特に第一フェーズ、2年、最終3年度目に入ってはおりませんが、その達成状況というところをもう少ししっかり把握した上での議論のほうがいいというご意見、もっともだと思っております。

昨年も、まだ1年終わったところでありましたけれども、残りの計画、今の状況などを個別にアンケート、あるいはヒアリングなども行っていますので、今回、このタイミングでありますので、何らかもう少し具体的に今の状況を把握して、またお示しし、その上で、特に目標の設定方法、それから評価方法など、またご議論いただければと考えております。

また、本日もいただいたご意見でも、例えば高度化法のところ、市場だけではなくて、先ほど価格差についても、再エネ価値市場のほうの価格の在り方も考えたかどうかといったような点もご意見いただいております。高度化法、メインは高度化法のところでありまして、非化石市場全体としては一体的に考えていくべきところでありまして、本日もいただいたようなご意見も踏まえて、今後の在り方、総合的に検討していきたいと考えております。

事務局からは以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。さまざまご意見ありがとうございました。そもそも小売電気事業者の非化石電源比率を高めていこうという制度のもとで、FITの賦課金の負担も下げたい、また、非化石の投資も促進したいという、さまざまな思いがこもった制度であると思っております。

そうした本質的な制度趣旨をしっかりと踏まえた形で、ぜひ事務局にも更なるご検討いただきたいと思っておりますし、また、GXの取り組みが加速化している中において、それと整合しないような制度設計というのはやっぱり避けるべきだとも思っておりますので、本日の委員あるいはオブザーバーのご意見踏まえて、ぜひ第二フェーズの制度設計に関する論点も含めて深掘りしていただければと思っています。ありがとうございます。

3. 閉会

○大橋座長

本日ご用意させていただいた議題は以上となります。全体を通じて、もしご意見等ありましたらいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは本日の議論はここまでとさせていただいて、本日の制度検討作業部会のほうは閉会とさせていただきたいと思います。本日も非常に長いお時間の間、活発なご議論いただきましてありがとうございました。

○一同

ありがとうございました。失礼いたします。